

兵庫県公報

令和元年6月28日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

ため池の保全等に関する条例の一部改正により、同条例に基づく手数料として制限行為許可申請手数料等が新たに設けられることに伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項10の次に11として次のように加える。

11 ため池の保全等に関する条例に基づく手数料

- (1) 制限行為許可申請手数料
- (2) 制限行為変更許可申請手数料

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。